

温泉部会の決議事項報告について

大阪府環境審議会温泉部会報告書

大阪府環境審議会温泉部会長

平成16年7月12日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙のとおり平成16年8月24日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第28条に定める事項について審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

(別紙)

平成16年度第1回大阪府環境審議会温泉部会

(平成16年8月24日 場所:プリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温	箕面市白島一丁目 476番1	医療法人神明会	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	箕面市船場東三丁目 15番1	大阪船場繊維卸商団地 協同組合	本申請については、許可することに支障ないもの認める。
	茨木市清水一丁目 581番1	山口 良和	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	茨木市東安威二丁目 116番4	秋山 久子	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	吹田市津雲台一丁目 20番22	株式会社ミキシング	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
泉	吹田市岸部南一丁目 226番1	アスモ株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	寝屋川市大字寝屋 467番1	株式会社小泉産業	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
掘	羽曳野市広瀬 186番1	株式会社 エヌケイジャパン	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市鶴見区今津北 三丁目6番1	勝田 悦夫	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪市城東区今福東 一丁目34番2	大希産業株式会社	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
削	大阪市中央区伏見町 三丁目10番	アパ株式会社	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

	申請地	申請者	答申内容
温泉掘削	大阪市住之江区南港北 一丁目3番2	株式会社 ユニマット不動産	本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	堺市南花田口町二丁 5番3	株式会社エルマツク	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	堺市中之町東三丁 2番4	株式会社エルマツク	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
温泉動力装置	貝塚市澤 890番15	株式会社 アールアンドビー	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市北区長柄西 一丁目2番1	株式会社ユニコム	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市中央区玉造 一丁目541番2	新星和不動産株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市大正区平尾 四丁目2番3	植田 要	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市此花区西島 五丁目116番1	株式会社吉富運輸	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市住之江区泉 一丁目201番1	ハマダ株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。

計20件